

議員氏名：一石 洋子

議案番号：議案第10号

案件名：二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

討論内容：

私は、本議案に賛成の立場で討論させていただきます。国が少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童等、様々な問題の対策としての子育て支援新制度を支える社会保障税の一体改革として、子ども・子育て支援法による納付金を制度化しました。全世代で、企業も含め、社会全体で子育て施策の拡充に持続的に安定して財源を提供するものです。税と社会保障の総合的な改革の結果、この子育て支援金の国民負担は「相殺される」とされてきました。今回の議案は新たな税金を導入するのではなく、医療保険料に上乘せする形で、会社員が加入する健康保険と並んで国民健康保険税、後期高齢者医療制度も対象になる、社会全体の国民負担で支えていくという流れによる改正条例案です。

この子育ての事業自体は、先進国として遅れをとった政策で、既に進められているわけで、今後も展開している国策であります。お母さんが当たり前のように赤ちゃんを預けて働く社会の構造から、多くの受益者が顕在する中、財源確保は喫緊の状況であるため、自治体としての対応に賛成は余儀ないものですが、国民の負担増はないという責任、その説明責任は国に問われるところです。

物価対策も遅れる中、町民にいかに説明するのか。委員会審査での私の質問に、行政から、神奈川県全ての自治体や国保等の組合の連名で、既に昨年12月に厚労省宛て、保険料負担が実質負担増とならないために財政支援措置を求める要望書を提出した旨の説明がありました。要望書は、「若者、子育て世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全ての子ども、子育て世代を切れ目なく支援する」を基本理念とした一連の制度について、賃上げと歳出改革により、実質負担は生じないという改正法に明記されたことを基に、国の責任を求めるもので、国民健康保険被保険者は、無所得また不安定雇用労働者、中小零細企業従事者、年金所得者が多く、賃上げ効果を楽しむことが困難であり、実質負担増となる見込みで、財政安定化基金等からの取崩しを行っても大幅な保険料引上げになる。ゆえに、財政支援措置と並んで速やかに説明資料を国の責任で作成、周知することを求めた内容でした。まさに、国の責任による大所高所からの、そして相殺に係る詳細な説明と財源施策が必要です。これを条件に賛成討論いたします。